

○飯塚市道認定基準

平成18年3月26日  
飯塚市告示第47号

(趣旨)

第1条 この告示は、道路法(昭和27年法律第180号)第3条第4号に規定する市町村道(以下「市道」という。)の認定について必要な基本的事項を定めるものとする。

(認定の基本)

第2条 認定しようとする市道は、一般の交通の用に供する公共性のある道路であって、交通の安全及び円滑が確保される配置と構造でなければならない。

(認定の対象となる道路)

第3条 認定の対象となる道路は、次のとおりとする。

- (1) 主体的道路 交通の安全と円滑並びに地域の発展を図るため市が自主的及び主体的に設置する道路
- (2) 客体的道路 現に一般の交通の用に供されている市以外の個人又は法人が管理するもので市が管理を受託しようとする道路

(主体的道路の認定基準)

第4条 主体的道路の認定基準は、次に定めるところによる。

- (1) 市道を新設する場合には、交通の安全と円滑及び地域の発展等を図る上から将来にわたり必要と認められるものであって、道路幅員(開渠側溝を除く。)が4メートル以上確保できるものであり、かつ、当該道路の両端が公道に接続するものであること。ただし、道路の幅員では当該道路が通勤、通学及び買物等地域住民と密接な関係にあるもの並びに両端公道接続については、当該道路の一方が公道に接続し、他の終端で車両の回転に必要な場所又は公共施設等に連絡する道路の場合は、この限りでない。
- (2) 認定外道路にあっても、第2条の規定に適合するに到った道路又は市長が必要と認める道路については認定の対象とすることができる。

(客体的道路の認定基準)

第5条 客体的道路の認定基準は、飯塚市道路採納基準(平成18年飯塚市告示第46号)第2条の「道路の採納基準」に基づき採納された道路でなければならない。この場合において、市が管理することが適当であると市長が認めた道路について認定の対象とすることができる。

附 則

この告示は、平成18年3月26日から施行する。